

本宮市農業委員会 令和2年6月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月22日（月）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員  
 農業委員会委員  
 1番 渡邊 謙輔                      2番 遠藤 政幸                      3番 國分 政利  
 4番 伊藤 隆一                      5番 石橋 廣基                      6番 三瓶 和彦  
 7番 渡邊 善幸                      8番 三瓶 修藏                      9番 渡辺 喜一
4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 農業委員 4番 伊藤 隆一委員
6. 職員 事務局長 橋本 信人    農地係長 伊藤 晋平    主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	<p>本日は、4月の連絡協議会で決定したとおり、特例として農業委員のみでの定例会開催といたします。欠席の通告は、ありません。遅刻の通告は、農業委員4番 伊藤隆一委員であります。</p> <p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p>
事務局長	<p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員5番 石橋廣基 委員                  農業委員6番 三瓶和彦 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、5.報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>
	<p>( 3番 國分 政利 委員 )</p>
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、國分政利です。今回は、渡邊善幸委員、遠藤俊雄委員、大内俊之委員で調査を実施しました。</p>

	<p>去る6月10日(水)、午後1時より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと11件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第30号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「農家住宅敷地が1件」、「一般住宅敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第32号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が4件」、「山砂採取場敷地が1件」、「建売住宅敷地が1件」、「倉庫・作業所敷地が1件」、「事業用地拡張が1件」、「通路敷地が1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、5月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	5月定例会許可分は、5月25日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないこととします。</p> <p>それでは、日程に従い、6・付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案29号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査の結果及び補足説明を報告いたします。</p> <p>( 9 番 渡 辺 喜 一 委 員 )</p>
渡辺 喜一委員	<p>議案第29号件番1について、6月13日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>なお、現地調査に同行しました佐藤一徳委員からは、特に報告することはない旨連絡を受けておりますこと、併せて報告いたします。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 29 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 29 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	議案第 30 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項に基づく議案を上程します。 最初に、件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 30 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 30 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 30 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 30 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 31 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 31 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 31 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 32 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可すること

	に異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 8 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 8 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 8 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 9 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 9 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 9 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 6 月定例会を閉会いたします。

(閉会午後3時00分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

---

議席5番委員 石橋 廣喜

---

議席6番委員 三瓶 和彦

---